

千歳市震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等に関するガイドライン

制 定 平成29年12月13日

千歳市消防本部

千歳市震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等に関するガイドライン

第1 はじめに

東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設に被害が生じたことや、被災地への交通網が寸断したこと等から、ガソリン、軽油、灯油等の燃料等が不足し、地下貯蔵タンクから手動ポンプを用いた車両への給油・注油等、危険物施設での臨時的な危険物の取扱い及び避難所等の危険物施設以外の場所でのドラム缶等による危険物の一時的な貯蔵、取扱い等の平常時とは異なる対応が必要となり、消防法（昭和23年法律第186号。）第10条第1項ただし書きに基づく、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが多数行われた。

このことを踏まえ、総務省消防庁において「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続き等に係るガイドライン」が策定され、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日付け消防災第364号、消防危第171号消防庁国民保護・防災部防災課長、消防庁危険物保安室長通知）」で示されたところである。

第2 目的

本ガイドラインは、震災時等において臨時的な危険物の仮貯蔵・仮取扱い等を速やかに承認し、迅速かつ安全な災害復旧を図ることを目的に、危険物の仮貯蔵・仮取扱い等に係る安全対策、手続き等について運用を定めるものである。

第3 安全対策等

震災時等の被害状況により、危険物施設以外の場所（少量危険物・取扱所を含む。）での臨時的な指定数量以上の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される場合の安全対策に係る事項は、次のとおりとする。

また、震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される事業者等は、仮貯蔵・仮取扱い形態について検討する段階において、安全対策を併せて検討するとともに、具体的な計画策定に取り組むこと。

1 安全対策に係る共通対策

(1) 危険物の取扱場所（可燃性蒸気対策）

危険物を取り扱う場合は、可能な限り屋外で行うこと。

また、屋内で危険物を取り扱う場合にあっても、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。

(2) 保有空地の確保

危険物の規制に関する政令第16条第1項第4号の規定（屋外貯蔵所の保有空地）の例により、保有空地を確保すること。

(3) 標識等の設置

危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場所では、見やすい箇所に標識・掲示板を立て、関係者に注意喚起を行うこと。

(4) 流出防止対策

流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵・取扱いに伴い、大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。

(5) 火気使用の制限

保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。

(6) 静電気対策

ア ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム缶本体、詰替え容器）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を逃すこと。また、静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には、可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には、当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること）を確保すること。さらに、絶縁性素材の用具は極力使用しないこと。（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること。）

イ 危険物を取り扱う作業者は、静電安全靴の着用等静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には、必ずアースされている金属等に触れて、危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくしておくこと。

ウ 作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。

エ 給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、また、充填後しばらく放置すること。

オ 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。

(7) 消火設備の設置

取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。

(8) 取扱い場所の管理

危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立入りを厳に禁ずること。

(9) 危険物取扱者の立会い等

危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取り扱うか立ち会うこと。

危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱に関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。

(10) 二次災害の発生防止

余震発生、避難勧告発令時等における対応について、予め定めておくこと。

(11) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

(1) から (10) で示した安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順等について、予め定めておくこと。

2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

(1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

屋内において、ドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。

また、ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇や直射日光等により、ドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が高まるため、厳に慎むこと。

ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行うこと。また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくすること。

なお、ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになった場合に自動的に給油を停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り

変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜取る場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置すること。

また、危険物の流出量を小さくするために、1箇所の取扱い場所で複数の設備からの抜取りを同時に行わないこと。

(3) 移動タンク貯蔵所等からの給油等

ア 移動タンク貯蔵所から注入又は容器への詰替え（危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。

(ア) 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰替えに関係ない者の立入りを厳に禁ずること。

(イ) 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。

(ウ) 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態 で固定する装置を備えたものを除く。）により、注入を行うことができる。

(エ) ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。

(オ) 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では、吹きこぼしが発生するおそれがあるため、吹きこぼし防止に細心の注意を払い給油すること。

なお、船舶から移動タンク貯蔵所や陸上の施設等に燃料を供給する場合もこれに準ずるが、船を確実に係留するとともに津波警報発令時の対応についても予め決めておくこと。

イ 震災等により広範囲に渡って給油取扱所の再開の見込みが立たず、応急対応や被災地での生活を営む上で、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合においても、ガソリンは引火点が-40度以下と非常に低く、静電気等の火花でも容易に着火する危険性があることや、可燃性蒸気が空気より重く広範囲に拡大して滞留するおそれがある（200リットルの流出事故で最大30mの範囲まで可燃性蒸気密度が高くなる可能性がある。）こと等、二次災害の発生防止が極めて重要であることから、次に掲げる危険性について、十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要であること。

(ア) 給油時のもれ・あふれ等による流出事故の発生危険性（給油取扱所の給油設備には、自動車タンク満量時の自動停止機能や安全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時のもれ・あふれ等を防止している。）

(イ) 流出事故が発生した場合の火災発生危険性（給油取扱所では、万が一ガソリンが流出した場合においても、流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾斜や排水溝、貯留設備があり、給油空地外に被害が拡大することを防止している。）

(ウ) 火災が発生した場合の人的被害発生危険性（給油取扱所では給油に関係ない者の立入りが管理されている。さらに、震災時においては、給油場所

- での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中が考えられる。)
- (エ) 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性（給油取扱所では防火塀等の措置が講じられている。さらに、震災時においては、周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大が考えられる。)

3 ガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項について【別紙1】を参考にすること。

【想定される震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い形態の例】

- ① 移動タンク貯蔵所から車両、重機等及びドラム缶等への給油・注油
- ② 変圧器の修繕、点検のための変圧器内部の絶縁油の抜き取り等
- ③ 施設の改修、点検、解体をするための残油の抜き取り等
- ④ ドラム缶等の運搬容器による車両用燃料等の貯蔵
- ⑤ 電源確保のための非常用発電機や仮設発電機への燃料給油
- ⑥ 救援物資等の集積場所（防災拠点及び各種防災備蓄倉庫等）における危険物の貯蔵

第4 事務手続

第2に基づく安全対策を講ずる場合の事務手続きは、震災時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー【別紙2】を参考に次のとおり行うこと。

1 事前の手続き

(1) 事前協議

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画及び事務手続きについて、事前に消防本部と協議した上で、危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（以下「実施計画書」という。

【別添1-1】）を作成し、消防長に提出すること。なお、特異な事例の危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては、特に十分な事前協議を行うこと。

(2) 実施計画書の作成

ア 実施計画書の作成に係る留意事項

実施計画書の提出者の住所、氏名等、必要な事項については、【別添1-2】を参考とし、記載すること。この場合において、安全対策に関する事項については、第2に規定する安全対策を確保するよう留意すること。

イ 実施計画書の添付書類

実施計画書には、【別添2-1、2-2、2-3及び2-4】を参考とした仮貯蔵・仮取扱い実施計画概要、仮貯蔵・仮取扱い実施予定場所の案内図、配置図、敷地見取図等を添付すること。

(3) 実施計画書の提出及び保管

実施計画書は、正副2部提出すること。提出者は、消防本部にて受付後の副本を適切に保管すること。

実施計画書が提出された場合は「震災時等仮貯蔵・仮取扱い受付簿」【別添3】に必要な事項を記載するとともに、震災時等に適切に対応するため、当該実施計画書及び震災時等仮貯蔵・仮取扱い受付簿を適正に保管すること。

2 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請手続き

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いは、平常時と異なる環境下で行われることによる貯蔵取扱中の事故のほか、余震等の更なる災害発生等、潜在的な危険を多く含んでいる。このことから、二次災害の発生や被害拡大を防ぐため、危険要素を可能な限り排除し、平常時以上に貯蔵管理や取扱方法に安全が要求されることを十分に認識した上で、次のとおり手続きをすること。

(1) 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請手続きの適用

地震、台風、水火災等により甚大な被害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合又はそれと同等の被害が発生したものと認められる場合において、災害防ぎょ活動又は災害復旧のため、通常の承認を行ういとまがないものとして、消防長が仮貯蔵・仮取扱いの承認申請手続きを行う必要があると認める場合に適用する。

(2) 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認申請等

ア 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認申請

実施計画書を消防本部に提出している事業者等からの仮貯蔵・仮取扱いの承認申請については、電話、ファックス等（以下、「電話等」という。）により行うことができる。

イ 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認

仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の内容と実施計画書の内容とを照合し、相違がないことを確認した場合は、速やかに口頭による承認がなされる。ただし、電話等による承認申請の内容が実施計画書と異なる場合、口頭での承認はできない場合があるため、申請事業者等は、実施計画書の内容をよく確認の上申請すること。

ウ 現地調査の実施

消防本部は、口頭による承認後、可能な限り速やかに現地調査を実施し、安全確認及び必要に応じて的確な安全対策を指導すること。

エ 危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の提出等

口頭による承認を受けた仮貯蔵・仮取扱い申請者は、来庁等の対応が可能となった場合、速やかに「危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書」（千歳市危険物の規制に関する規則（昭和38年千歳市規則第2号）第1号様式。以下、

「申請書」という。)を、消防長に2部提出すること。この場合、申請書の押印は省略できるものとするが、提出者の署名を必要とする。

オ 申請の受付等

消防長は、エの申請書の提出があった場合、速やかに審査を実施し、危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認書に当該申請書の副本を添えて申請者に交付すること。

(3) 未承認の危険物の貯蔵・取扱いを消防本部が覚知した場合

承認を受けずに危険物の貯蔵・取扱いを実施することは、危険物事故による二次災害発生の危険性が高いことから、行ってはならない。承認を受けずに危険物の貯蔵・取扱いを実施していることを消防本部が覚知した場合、貯蔵・取扱いの禁止を命令することがあるため、留意すること。

(4) 実施計画書が提出されていない場合

事前に実施計画書を提出していない事業者等は、原則として消防法第10条本文の規定に基づく通常の承認手続きにより、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うこと。【別紙2】参照

3 仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し承認

平常時において仮貯蔵・仮取扱いが繰り返し行われていることは原則認められないが、震災時等における災害復旧のため特に必要と認められる場合は、再承認することができるものとする。この場合、次の事項に留意すること。

(1) 再承認が必要と認められる場合においても、1回の承認の期間は10日間とし、期間の延長は認められないこと。

(2) 10日を超える仮貯蔵・仮取扱いが必要と認められる場合においては、既に承認を受けている期間の満了前に、再度仮貯蔵・仮取扱いの承認申請を行うこと。

(3) 承認期間内であっても、仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなった場合、速やかに危険物を除去すること。

(4) 消防本部は、安全確保のため、定期的な現場確認を行うこと。

第5 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

1 許可範囲内の臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて

危険物施設における震災時等に想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、予め具体的に計画、整備し、許可内容との整合を図っている場合、当該許可の範囲内において、消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認は必要ないものとする。この場合において、次の事項に留意すること。

(1) 許可内容への内包

事前に変更許可申請又は軽微な変更届出（千歳市危険物の規制に関する規則第17号様式）により、臨時的に代替手段として用いる代替機器等に関する位置、構造及び設備に関して、許可内容に内包すること。また、臨時的に代替手段として用いる際には、電話等により、消防本部に報告すること。

(2) 予防規程への記載等

予防規程を定めなければならない危険物施設においては、震災等発生時における緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等について、予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定すること。

また、定期的に従業員に対して当該対応等の教育、訓練等を実施すること。

(3) 緊急時対応用資機材の用意

必要に応じて緊急用可搬式ポンプ、非常用発電機等の緊急時対応用の資機材を予め用意すること。

(4) 発災後の対応

発災後、事業者が予め取り決めていた危険物の貯蔵・取扱いを行う場合、二次災害を防止する観点から、以下の項目に従って対応すること。

ア 緊急対応

発災直後は、予防規程等に基づき、施設の緊急停止や従業員の安全確保に努めること。

イ 施設の応急点検

施設の応急点検を行って被害状況を確認し、想定していた臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが行える状況であるか否かを判断すること。

ウ 異常時の対応

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの際、流出や火災等が発生した場合は、速やかに危険物の貯蔵・取扱いを中止して必要な対応を行うとともに、消防機関に通報すること。

エ 臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの停止

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの必要がなくなった場合、速やかに危険物の当該貯蔵・取扱いを停止し、必要に応じて平常時の危険物の貯蔵・取扱いに移行すること。

【想定される危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの例】

- 1 設備等が故障した場合に備えて予め準備した代替機器の使用
- 2 停電時における非常用電源又は手動機器の活用等
 - ① 給油取扱所での非常用発電機の使用
 - ② 給油取扱所での緊急用可搬式給油ポンプの使用

2 許可範囲外の臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて

予め許可内容に内包されない次に掲げる事項等については、平常時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認又は変更許可の手続きを要する。

- (1) 許可を受けた危険物と異なる危険物の貯蔵・取扱いをする場合
- (2) 既設の設備等において、使用目的や使用方法が全く異なる利用をする場合

【危険物施設で危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が必要な例】

- 1 地下貯蔵タンクからの危険物の抜取り、ドラム缶等による貯蔵等
- 2 屋外貯蔵タンクからの危険物の抜取り、屋外貯蔵タンク間の危険物の移送等

第6 その他

1 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱い

指定数量未満の危険物を臨時的に貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認手続きは必要ないが、震災時等の火災危険性が高まっている状況下において、火災等の事故が発生し、二次災害が発生することを予防するため、本ガイドラインを参考に、状況に応じた適切な安全対策を講じること。

2 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置について

震災時等における危険物の仮貯蔵又は仮取扱い承認申請手数料（以下、「手数料」という。）は、申請目的や災害状況等を踏まえ、千歳市消防手数料徴収条例（平成12年3月28日条例第36号）第6条第2項の規定を適用する。

3 添付資料等

- (1) 【別紙1】震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項
- (2) 【別紙2】仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー
- (3) 【別添1-1】震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書
- (4) 【別添1-2】震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書(例)
- (5) 【別添2-1、2-2、2-3、2-4】仮貯蔵・仮取扱い実施計画概要作成例
- (6) 【別添3】震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画書受付簿